

様式3

随意契約理由書

担 当 課
教育総務課

契約内容	契約件名	館山市統合型校務支援システム導入・運用業務委託
	業務概要	館山市立小中学校において、教職員の校務における業務負担の軽減、情報の一元管理及び共有を図るため、統合型校務支援システムを導入・運用を行う。
	契約金額	金32,997,360円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和4年8月10日
	契約期間	令和4年8月10日 ～ 令和10年3月31日
	契約の相手	東京都江東区東陽二丁目3番25号 株式会社内田洋行 営業統括グループ
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	

随意契約理由

業務実施に際しては、教職員の業務負担の軽減や校務の効率化が期待できる機能を有したシステムであるのか評価する必要があり、また、館山市立小中学校における情報機器環境に適した導入形態の選択を行う必要がある。このため、金額だけでなく、同業務の実績、能力、技術提案等を評価する「公募型企画提案（プロポーザル）方式」により業者を選定した。企画書の提出は2者であり、審査会による提案内容の審査を行った結果、委託先として適格であると判断されたため、上記事業者に業務を委託するものである。